

高等学校・高等専門学校在学学生対象

令和8年度

三重県高等学校等修学奨学金 申込みの手引き

通常採用

<お問い合わせ先>

名称 三重県教育委員会事務局 教育財務課 奨学金担当

電話 059-224-2944 (平日の午前8時30分から午後5時)

在学の高校・高専 又は

住所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地

申込みの前に知っていただきたいこと

本奨学金は、学習意欲がありながら、経済的な事由により修学が困難である高校生・高等専門学校生の方に対し、修学に必要な資金の一部を **無利子** で貸与し、安心して勉学に励んでいただけるようにすることを目的として運営されています。貸与された奨学金は卒業後に返還していただきます。なお、その返還金は後輩のための修学資金として大切に引き継がれます。

これら制度の趣旨を十分にご理解いただいたうえで、ご利用ください。

制度の概要

○募集時期：5月中旬～6月上旬

※申込書等の提出期限は在学中の学校（県外校の方は県教育財務課）にご確認ください。

○申込対象者

- 保護者（本人が成人の場合は本人）が三重県内に住所を有している方（保護者は連帯保証人となります）
- 本人が高等学校等に在学している方
- 世帯の全所得額が一定の基準以下の方（下表のとおり）
- 学習意欲があり、学業を確実に修了する見込みがある方
- 奨学金返還について保護者以外に連帯保証人を選任できる方

世帯の人数※1	3人以下	4人	5人	6人	7人
対象となる所得額 の上限※2	410万円 (500万円)※3	500万円 (610万円)※3	590万円 (710万円)※3	690万円 (820万円)※3	790万円 (920万円)※3

家計急変等の場合は、別に定める基準に基づき、現在の収入額によって審査できる場合があります。詳しくはご相談ください。

※1 原則、世帯人数に祖父母等は含みません。

※2 給与所得者の場合は、給与所得控除後の金額の合計です。

※3 表下段のカッコ内の金額は、ひとり親家庭の場合の基準所得額です。

○貸与金額

高等学校等の種別	修学費（月額）	修学支度費（入学時一時金）
国公立	8,000円、13,000円、18,000円 又は23,000円	40,000円又は80,000円
私立	20,000円、25,000円、30,000円 又は35,000円	50,000円又は100,000円

○返還方法 貸与終了後、原則12年以内（貸与総額が120万円を超える場合は15年以内、185万円以上の場合は18年以内）に返還していただきます。なお、高等学校等卒業後に進学した場合などには、返還を猶予する制度があります。

申込書の記入時の注意事項

(申込書(第1号様式)を手元においてご覧ください。)

住所

お住まいの市町名から記入してください。
※アパート等、集合住宅の方は、部屋番号も記入してください。

連帯保証人

次の要件を満たす方

- 修学奨学金債務を弁済できる能力がある方
- 原則、世帯(生計)を異にする県内在住の方
- 貸与開始月の初日現在で65歳以下の方
- 日本国籍を有する方、法定特別永住者又は永住者である外国籍の方

貸与期間

在籍する高等学校等の正規の修業年限を修了する月まで

※原則、全日制の場合は3年間、高等専門学校の場合は5年間。
※定時制・通信制の場合は在学にお問い合わせください。(上限4年間)

貸与金額

- ・前頁の貸与金額の表を確認のうえ、修学費(月々の奨学金)、修学支度費(入学時の一時金)の金額を記入してください。なお、修学費、修学支度費のどちらか一方だけの申込みも可能です。
- ・金額変更は、次年度の奨学金貸与継続確認時(毎年2月頃)に可能です。(金額変更の申込みには本人及び保護者の署名、連帯保証人の署名・実印の押印が必要です。)

振込口座

金融機関・本支店名、種目(普通又は貯蓄)、口座番号、口座名義(カタカナ)を、振込口座の通帳で確認して、正確にご記入ください。

※振込口座の留意事項

※生徒本人名義の銀行口座に振り込みます。(申込時に銀行口座がない場合は、採用決定後、速やかに開設してください。)なお、口座名義等が変わった場合は振込みができませんので、必ず届け出てください。

※ゆうちょ銀行及び三重県内に本店がない一部金融機関の県外店舗は、奨学金の振込みはできても、貸与終了後に返還をする際の引落口座にすることはできません。あらかじめご承知おきください。

世帯の状況

同一生計を営むすべての方(原則、同一世帯の方全員)について、申込者本人からみた関係をご記入ください。

署名

申込書裏面の本人、保護者、連帯保証人の署名欄には、それぞれ該当する人が署名してください。

※本人が滞納した場合に、保護者や連帯保証人に返還請求します。また、期日までに返還していただけない場合は、遅延損害金を請求するほか、悪質な滞納の場合は法的手段により回収することがあります。

申込日

申込日は、実際に学校へ提出する日(県外校に在学中の方は投函する日)です。申込日は必ず記入してください。

添付書類の注意事項 (住民票や所得課税証明書等の取得は市町窓口にお問い合わせください。)

申込書に、次の書類を添えて提出してください。

提出書類	備考
住民票 ※マイナンバーの表示がないものを提出してください (マイナンバーが表示されている住民票は使用不可)	<ul style="list-style-type: none"> ● 申込者を含む同一世帯全員分の住民票 ● 3か月以内に発行されたもの ● <u>世帯主、続柄、在留資格(外国籍の場合)</u>が記載してあるもの
令和8年度所得課税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>令和7年分所得</u>を証明できる書類 (市町窓口で概ね6月上旬頃に発行) ● 本人・祖父母・兄弟姉妹は不要 <p>※収入が急激に悪化した事由がある場合には、在学学校又は県教育財務課までお問い合わせください。 ※生活保護世帯の方、激甚災害に罹災された世帯の方は提出不要。</p>
生徒本人名義の振込口座の通帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融機関・本支店名、種目(普通又は貯蓄)、口座番号、口座名義(カタカナ)が確認できる箇所が必要です。※通帳レスの場合、必要事項が確認できる画面の写し。

追加書類が必要な場合	提出書類	備考
ひとり親家庭の場合	児童扶養手当証書(注)の写し、又は、保護者の戸籍謄本	● 戸籍上夫婦であっても、別居状態である場合は、別居中であることを証明する民生委員の証明書
生活保護世帯の方	生活保護受給証明書	● 「修学奨学金の借入れ申込みのため」である旨の明記が必要。
兄弟姉妹が大学等や三重県外の高校に在学中の場合	兄弟姉妹の在学証明書	● 大学等：短大・大学・大学院・専修学校・各種学校等
本人が三重県外の学校に在学している場合	本人の在学証明書	● 学校所定の様式又は第2号様式
連帯保証人が外国籍(永住者、特別永住者)の場合	連帯保証人の住民票	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>在留資格</u>が記載してあるもの ● 3か月以内に発行されたもの
本人と保護者がともに外国籍(定住者)の場合	本人の在留カードの写し	● 有効期限内のもの
保護者が離婚調停中の場合	事件係属証明書	● 家庭裁判所で発行されるもの
激甚災害に罹災された方	市町村の罹災証明書	

(注) 更新手続等の理由により、手元に児童扶養手当証書がない場合は、それを証明する市町村の証明書

申込みから振込みまでのながれ

申込み

(5月中旬～6月上旬頃)



- 県内校の方は、在学の学校に提出してください。
- 県外校の方は、直接県教育財務課（住所等は、この手引きの最初のページを参照）に提出してください。

審査

(7月上旬頃)



- 県教育委員会で審査を行います。

審査結果通知

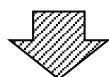
(7月中旬頃)



- 審査の結果は、書面でお知らせします。
- 県内校の方は在学の学校へ、県外校の方は自宅へ送付します。

返還誓約書兼 借用証書等の 提出

(7月中旬～7月下旬頃)



- 採用決定者には、返還誓約書兼借用証書と連帯保証人の印鑑登録証明書を提出していただきます。
(提出先は申込みと同じです。)
- ※印鑑登録証明書は、提出日の前3か月以内に発行されたものを添付してください。

振込み

(8月中旬頃)

- 本人名義の口座に第1回目(4月～7月分の修学費と修学支度費)の振込みを行います。第2回目以降、卒業時まで、原則として奇数月(9月、11月、1月、2月、5月、7月)の25日に振り込みます。
- 振込日はホームページに掲載します。なお25日が土日休日に当たるときは、直前の平日になります。

★奨学金情報は、県ホームページ(三重の教育)から、鉛筆バナーをクリック!★

【URL】 <https://www.pref.mie.lg.jp/KYOIKU/HP/index.shtm>

【奨学金制度】



【提出書類様式】



バーコードリーダー
でアクセス! ⇒

